

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業実施要綱

(制定) 令和5年2月1日付4環気地第171号
(改正) 令和5年3月27日付4環気地第221号
(改正) 令和6年3月21日付5環気地第231号
(改正) 令和7年2月13日付6環気地第237号
(改正) 令和8年3月2日付7環気地第307号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、事業者の行う住宅用太陽光発電システム等の設置に係る住宅所有者の初期費用が不要な事業を促進することにより、都内における太陽光発電システムの設置拡大を図る「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」の実施に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が登録した初期費用ゼロサービスを提供する事業者に対し、当該サービスにより都内に太陽光発電システム等を設置するために要する経費の一部を助成する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- 二 集合住宅 同一建築物内に独立して単位住戸が二以上ある建築物をいう。
- 三 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。
- 四 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 五 機能性PV 太陽光発電システムのうち、優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る実施要綱（令和4年12月27日付4都環公地温第2408号）に基づき、公社が認定したものをいう。
- 六 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムであって、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるものをいう。
- 七 太陽光発電システム等 太陽光発電システム又は太陽光発電システム及びそれに附帯する蓄電池システムを総称したものをいう。
- 八 リース 太陽光発電システム等（以下この号において「当該設備」という。）の貸主が、都内の住宅に当該設備を当該貸主の負担で設置し、当該住宅の所有者である当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり、当該設備を使用収益する権利を与え、借主が当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

- ア リース期間の中途において、当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないものであること。
- イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 九 電力販売 事業者が、都内の住宅に太陽光発電システム等を当該事業者の負担で設置し、当該太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。
- 十 屋根借り 事業者が、都内の住宅において太陽光発電事業を行うために、当該住宅の所有者から当該住宅の屋根を一定期間借り受けた上で、当該太陽光発電システムを当該事業者の負担で設置し、当該住宅の所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいう。
- 十一 自己所有モデル 初期費用ゼロサービスを提供する事業者が、太陽光発電システム等から得られる電気に係る売電権の全部又は一部について住宅所有者から譲渡を受けることと引き換えに、都内の住宅に当該設備を当該事業者の負担で設置し、当該サービス期間中の当該設備の所有権を当該住宅所有者に帰属させるものをいう。ただし、当該設備から得られる電気のうち、当該住宅において使用する自家消費分の電気については、住宅所有者が利用できる方法が留保されているものとする。
- 十二 割賦販売 購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして、販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。）を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。
- 十三 住宅所有者等 住宅を所有する個人又は法人、その他公社が別に定める者をいう。
- 十四 初期費用ゼロサービス 太陽光発電システム等の設置に係る経費のうち、第6条第1項第二号に定める設備費について、住宅所有者等が負担する初期費用が不要である第八号から第十一号までに掲げるサービス等をいう。ただし、第八号から第十一号までのいずれにも該当しない太陽光発電システム等の販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。
- 十五 事前申込 事業の効果的な実施を図るため、公社が別に定める手続のことをいう。

（助成対象者）

第4条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次条に定める助成対象事業を実施する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第二号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第三号に規定する暴力団員及び同条第四号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- 五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(助成対象事業)

第5条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、公社が登録した初期費用ゼロサービスであって、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 公社が定める期間に、住宅所有者等と助成対象者との間で締結された初期費用ゼロサービスに係る契約に基づく事業であること。
- 二 当該契約に基づき、都内の住宅に新たに太陽光発電システムを設置する事業又は新たに太陽光発電システムと蓄電池を併せて設置する事業であること。
- 三 令和12年度末までに都内の住宅に太陽光発電システム等の設置が完了していること。ただし、天災地変その他助成対象者の責に帰すことのできない理由として公社が認める場合にあつては、この限りではない。
- 四 本助成対象事業により交付を受ける助成金については、当該初期費用ゼロサービスに係る契約の相手方である住宅所有者等に全額還元すること。
- 五 第一号に規定する契約は、その締結に当たり、契約の相手方である太陽光発電システム等が設置される都内住宅の住宅所有者等に対して、次の事項が説明されたものであること。
 - ア 当該初期費用ゼロサービスに基づき設置する太陽光発電システム等の設置に係る経費について、本事業に基づき助成金を申請すること。
 - イ 当該初期費用ゼロサービスの契約において、当該助成金の額が全額、住宅所有者等に還元されること。
- 六 助成対象事業において設置する設備の要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 太陽光発電システム

(ア) 未使用品であること。

(イ) 都内の住宅又はその敷地内に新規に設置されたものであること。

(ウ) 太陽光発電設備を構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）の IEC61215-1:2016 制度に加盟する認証機関による太陽光モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

イ 蓄電池システム

(ア) 未使用品であること。

(イ) 定置用であること。

(ウ) 都内の住宅に新規に設置されたものであること。

- 七 本事業により設置した設備について、本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

(助成金額)

第6条 助成金の交付額は、都の予算の範囲内において、設置する設備について、次項の規定に基づき算出した額を合計した額とする。ただし、当該太陽光発電システム等の設置に係る次の一から三に掲げる経費の合計額（設置する設備の工事費を別途住宅所有者等が負担する場合は当該工事費を含む。以下「設置経費」という。）を限度額とする。

- 一 設計費（太陽光発電システム等の設計等に要する費用をいう。）
- 二 設備費（太陽光発電システム等の設備の購入等に要する費用をいう。）

三 工事費（太陽光発電システム等の設置工事に要する費用をいう。）

2 設置する設備に係る助成金の交付額は、次の各号に掲げるとおり算出する。

一 太陽光発電システム

太陽光発電システムの発電出力により、次のア又はイにより算出した額にウにより算出した額を加えた額とする。

なお、集合住宅において各住戸にパワーコンディショナを設置し、太陽光発電システムの発電出力を各住戸が戸別の契約により受電する場合にあっては、当該各住戸にそれぞれ独立した太陽光発電システムが設置されているものとみなして算出することができる。

ア 新築単価（住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

太陽光発電システムの発電出力に応じ、次の（ア）から（ウ）までのいずれかにより算出した額

（ア）設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.0kW 以下の場合

当該太陽光発電システムの発電出力に 150,000 円を乗じた額

（イ）設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.0kW を超え、3.6kW 以下の場合

360,000 円

（ウ）設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.6kW を超える場合

当該太陽光発電システムの発電出力に 100,000 円を乗じた額

イ 既存単価（住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

次の（ア）から（ウ）までのいずれかにより算出した額

（ア）設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.0kW 以下の場合

当該太陽光発電システムの発電出力に 180,000 円を乗じた額

（イ）設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.0kW を超え、3.75kW 以下の場合

450,000 円

（ウ）設置する太陽光発電システムの発電出力が 3.75kW を超える場合

当該太陽光発電システムの発電出力に 120,000 円を乗じた額

ウ 機能性 P V

ア又はイで定める単価に加えて交付するものとし、優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準(令和5年2月28日付4環気環第318号。以下「機能性 P V 基準」という。)に定める機能性の区分に応じ、次に掲げる金額を当該機能性 P V の発電出力(太陽電池モジュールである場合にあつては、当該機能性 P V を含む太陽光発電システムの発電出力に当該太陽光発電システムの太陽電池モジュールの公称最大出力の合計に占める当該機能性 P V の公称最大出力の割合を乗じたものとし、当該機能性 P V が機能性 P V 基準に定める周辺機器である場合にあつては、当該周辺機器に係る太陽光発電システムの発電出力とする。)に乗じて得た額とする。

（ア）機能性 P V 基準別表 3 に定める機能性の区分 100,000 円

（イ）機能性 P V 基準別表 4 に定める機能性の区分 80,000 円

（ウ）機能性 P V 基準別表 5 に定める機能性の区分 80,000 円

（エ）機能性 P V 基準別表 6 に定める機能性の区分 50,000 円

（オ）機能性 P V 基準別表 7 に定める機能性の区分 20,000 円

（カ）機能性 P V 基準別表 8 に定める機能性の区分 10,000 円

(キ) 機能性PV基準別表9に定める機能性の区分 10,000 円

二 蓄電池システム

設置される蓄電池システムの蓄電容量に 100,000 円を乗じた額で、1戸当たり 1,200,000 円を上限額とする。

なお、集合住宅において各住戸にパワーコンディショナを設置し、太陽光発電システムの発電出力を各住戸が戸別の契約により受電する場合にあっては、当該各住戸にそれぞれ独立した蓄電池システムが設置されているものとみなして算出することができる。

- 3 前項各号に定める助成金の交付額の算出の基準日は、初期ゼロサービス契約締結日とする。ただし、助成対象者が、新築分譲住宅供給事業者とプラン登録に基づく新築分譲住宅への太陽光発電システム等の設置に係る契約を締結後、事前申込を行った場合にあっては、当該事前申込した日を基準日として算出する。
- 4 前2項に定める助成金の交付額の算出において、本事業により設置した設備に国及び他の地方公共団体による補助金の交付がある場合にあっては、前2項により算出して得た額と当該補助金の額の合計額が設置経費を超えない範囲において交付するものとする。
- 5 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(初期費用ゼロサービスの登録等)

第7条 助成対象事業を実施しようとする者は、公社に対し初期費用ゼロサービスの登録を申請するものとする。

- 2 公社は、前項の規定により登録申請のあった初期費用ゼロサービスについて審査を行い、次条に定める要件を満たすものについて、当該初期費用ゼロサービスの登録を行うとともに、登録したサービスを公社のホームページに掲載する。
- 3 前項の規定により登録された初期費用ゼロサービスの登録申請者は、自社の初期費用ゼロサービスが本事業の登録事業プランとして登録された旨を公表するとともに、標準価格及び当該初期費用ゼロサービスを利用することにより利用料が低減される旨（屋根借りの場合は、屋根の使用料が加算されている旨）を公表するものとする。

(初期費用ゼロサービスの登録要件)

第8条 公社が登録する初期費用ゼロサービスは、次に掲げる要件及び公社が別に定める要件を全て満たすものとする。

- 一 設置する太陽光発電システム等が、停電時においても電気供給を継続する機能を有する設備とすること。
- 二 太陽光発電システム等が故障した場合、助成対象者又は機器製造者による速やかな交換又は修理が行われること。
- 2 本事業の目的に反する、又は住宅所有者等に過剰な制限を課する等、登録しようとする初期費用ゼロサービスに疑義がある場合、公社はその都度、必要に応じて登録要件を定めるものとする。

(本事業の実施体制)

第9条 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - 一 公社が本事業を実施するために造成する基金への出えん

- 二 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費への補助
 - 三 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(予算措置)

第10条 都は、次に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費への補助を行う。

- 一 公社は、本助成金交付事業の実施に関する必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 二 公社は、規程等を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けること。

(本事業の実施期間)

第11条 本事業の実施期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 初期費用ゼロサービスの登録申請の募集は、令和4年度から令和12年度まで行う。
- 二 本助成金の申請受付は、令和5年度から令和12年度まで行う。
- 三 本助成金の交付は、令和5年度から令和14年度まで行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年2月1日付4環気地第171号）

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日付4環気地第221号）

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附 則（令和6年3月21日付5環気地第231号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月13日付6環気地第237号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月2日付7環気地第307号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日以前に初期費用ゼロサービスの契約を締結した場合の助成金の適用については、本要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。